

雑草の発生に注意し 遅れずに除草剤の散布を！

J A たきかわ 営農部
空知農業改良普及センター中空知支所滝川分室

1 水田の除草剤

近年、SU系除草剤の抵抗性雑草（とくにホタルイ、ミズアオイ）が多発しましたが、さらに（オモダカなど）も増えつつあり、難防除雑草対策は「一筋縄」ではいきません。また、処理適期が遅れ残草した例が多く、適期処理が可能なように作業の手順を検討しましょう。

- (1) 対象とする雑草（草種）に有効な除草剤か？
- (2) 用水路や畦畔の漏水はないか？（処理後4日以内に水が動くと効果激減）
- (3) 処理時の水深は、止め水が4日間可能な状態か？
- (4) 処理時期は適切か？（代かき～移植までの期間が5日以上要している場合は要注意）

代かき～移植間の期間が5日以上になる場合の除草剤の使用例（移植後5～15日）

代かき	移植	代かき後10日目	代かき後20日目
5日間	5日間	処理適期（10日間）	
7日間	5日間	処理適期（8日間）	
代かき	移植	代かき後12日目	代かき後20日目

（雑草の発芽始まる）

適期は短くなる

2 ポジティブリスト制がスタートしました

- (1) 農薬の使用基準を厳守します。（使用基準：適用作物、使用量（希釈倍率）、使用時期（収穫前日数）、使用回数）農薬の使用基準を守っている限り、残留基準を越えることはありません。
- (2) 農薬散布時のドリフト（飛散）防止に万全の注意をします。農薬は朝夕の風の弱い時に、風向に注意します。散布水量は多くなりすぎないように気をつけ、適切なノズルを用いて、適正な圧力で散布しましょう。
- (3) 散布器具の洗浄を徹底します。
- (4) 農薬の土壌残留に注意して後作を作付します。

農作業事故、農薬の危被害防止対策の徹底を